

水道工事特記仕様書

令和3年10月

南 部 水 道 企 業 団

目 次

第 1 章 総則

1 工事概要	3
--------	---

第 2 章 一般事項

1 総括事項	3
--------	---

2 現場代理人及び主任技術者	3
----------------	---

3 地域住民への広報	4
------------	---

4 施工体制台帳の提出	4
-------------	---

5 占有物件との隣接施工	4
--------------	---

6 各種試験及び検査	4
------------	---

7 安全管理	5
--------	---

8 ワンデーレスポンス	6
-------------	---

9 現場における条件明示	6
--------------	---

第1章 総則

1. 工事概要

工事名 : 配水管布設工事(R3-3)

工事内容 : 南風原町字宮平地内 PE(EF)φ50 231m

南風原町字津嘉山地内 PE(EF)φ75 296m

工事期間 : 契約日の翌日～令和4年3月4日

第2章 一般事項

1. 総括事項

- (1) 本仕様書は、南部水道企業団の発注する「配水管布設工事(R3-3)」に適用するものである。
- (2) 本工事は、すべて南部水道企業団請負契約約款及び特記仕様書(以下「仕様書という」)、設計図書並びに監督員の指示に従い、誠実にして安全なる施工をなすものとし、各項目に於いて JIS(日本工業規格)、JWWA(日本水道協会規格)、その他関係法規に違反しないように完全に施工すること。尚、上記規格は記載順に優先適用する。
- (3) この仕様書は、特記事項のみを示したものであるから、この仕様書に規定する以外は沖縄県「土木工事共通仕様書」日本水道協会「水道工事標準仕様書：土木工事編、設備工事編」、その他関係諸法律、法令、条例、規則等によるものとする。
- (4) 工事施工のため必要な関係官公署、その他の者に対する諸手続きは、請負者において迅速に処理しなければならない。関係官公署、その他の者に対して交渉を必要とするとき、または、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を企業団に申し出て協議するものとする。また、請負者は、関係官公署その他の者が行う必要な検査に立会うものとする。請負者は、工事の施工に際して労働関係法規を遵守しなければならない。また、これらに要する費用は、すべて請負者の負担とする。
- (5) 仕様書、設計書及び設計図書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示説明を受けなければならない。
- (6) 仕様書、設計書および設計図書等に明記されていないもの、又は交互符合しないものがある場合には、監督職員と請負者との協議にて定めるものとする。ただし、これらの場合において工事上当然必要と認められる軽微なものについては、請負者の負担においてこれを施工しなければならない。
- (7) 材料、機械あるいは工法等が第三者の所有する特許権に抵触する場合は、その使用に関して必要な手続きを請負者の責任と負担により行うこと。万一、これを侵害した場合は、請負者の責任でこれを解決しなければならない。
- (8) 請負者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、充分実情を把握の上施工しなければならない。

- (9) 請負者は企業団が主催する工程、設計、施工および検査等の打合せ会議に出席しなければならない。

2. 現場代理人及び主任監督員

- 1) 請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者（建築業法第26条第2項に該当する工事については監理技術者、同第3項の場合にあっては専任の主任技術者）及び専門技術者（建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めたときは書面をもって甲に通知すること。現場代理人、主任技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 2) 請負者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者その他主要な使用人の経歴書及び職務分担表を契約後速やかに甲に提出すること。
- 3) 現場代理人は工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に監督員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかること。ただし、請負工事額が500万円未満の工事は他の500万円未満の工事を兼ねることができる。
- 4) 現場代理人は工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導すること。
- 5) 安全管理の不備により事故が発生した場合には請負者の責任において処理すること。
- 6) 主任技術者は1級、若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は、それと同様以上の国家資格を有するもので、水道工事の実務経験を有するものではない。

3. 地域住民への広報

- 1) 請負者は、工事着手に先立ち、必要があれば施工現場の地域住民に対して、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。

4. 施工体制台帳の提出

下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを提出すること。

5. 占用物件との隣接施工

- 1) 下水道管、ガス管、ケーブル管、水道管、排水管、その他地下埋設物と隣接または、上越し、伏せ越し配管となる場合は、着手前に各管理者と打ち合わせを行い、その指示に従い施工すること。
また、その際には、事前に工法及び施工工程についての説明資料を作成し、監督員と打ち合わせを行うこと。

6. 各種試験及び管洗浄及び残留塩素測定

1 水圧試験

- 1) 水圧試験は、試験区間をあらかじめ監督職員に報告し承諾を得なければならない。
- 2) 水圧試験の試験水圧及び時間については、配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の推奨する試験方法で行い、鋳鉄管は0.75MPaで1時間とする。ポンプ吐出側配管については監督員と調整して決定すること。
- 3) 時間内に水圧低下があった場合は、原因を調査し監督員に報告するものとし、監督員の承認を得るまで水圧試験を行う。水圧試験は主任監督員の承認をもって合格とする。

2 管洗浄及び残留塩素測定

- 1) 水圧試験完了後、管内の水を排除し、管内の残留塩素が10ppmになるように次亜塩素酸ナトリウムを注入し24時間静置する。その後、管内の残留塩素が5ppm以上であれば管内消毒の完了とする。
- 2) 管路を連結する際は、当該地域の残留塩素濃度と同様になるのを確認すること。

7. 交通安全管理

- 1 請負者は、安全管理については、道路工事保安施設設置基準（平成18年4月1日国関整道管第65号）及び下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。
- 2 交通規制及び標識
 - 1) 標示施設、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成22年4月1日改定）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準（平成22年4月1日改定）に基づき、適切に設置するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - 2) 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
 - 3) 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保点検を実施しなければならない。
 - 4) 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。
- 3 交通誘導員
 - 1) 請負者は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6項上欄の交通誘導員警備業務に係る沖縄県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める路線において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに常時一人以上配置しなければならない。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない

路線	区間
1 国道 58 号	沖縄県の全域
2 国道 329 号	全域
3 国道 330 号	全域
4 国道 331 号	全域
5 国道 390 号	全域
6 国道 507 号	全域
7 県道奥武山米須線（県道 7 号線）	全域
8 県道那覇北中城線（県道 29 号線）	全域
9 県道沖縄石川線（県道 75 号線）	全域
10 県道那覇糸満線（県道 82 号線）	全域
11 県道沖縄環状線（県道 85 号線）	全域
12 県道宜野湾南風原線（県道 241 号線）	全域
13 県道那覇宜野湾線（県道 251 号線）	全域

※沖縄県警察本部HPより抜粋

8 ワンデーレスポンスの取組み

- 1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる
工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較 照査し、
差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、
受注者は協力すること。